

実施方針の策定の見通しについて

令和元年 7 月 23 日
栃木市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「P F I 法」という。）第 15 条第 1 項及び P F I 法施行規則第 2 条の規定により、下記のとおり公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
栃木市新斎場整備運営事業	設計・建設期間（供用開始準備期間含む）：2 年 9 ヶ月 運営期間：15 年	P F I 法に基づき、栃木市斎場の整備、維持管理、運営を行う事業	栃木県栃木市岩舟町三谷地内	令和元年 10 月 （予定）